

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2023 年 6 月 26 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	無収水対策/上水道に係る各種調査
対象国及び類似地域	マダガスカル及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

マダガスカルは、人口 3,196 万人（2024 年世界銀行（以下世銀））、一人当たり国民総所得は 545 ドル（2024 年世銀）の世界最貧国の一つである。比較的豊富な水資源を有しているが、JMP (Joint Monitoring Programme (WHO/UNICEF)) によれば、2024 年の国全体給水率は 55.34%と、人々の水へのアクセスは限られている。また、同国の人口増加率 2.4%（2022-2024 年世銀）に対し、都市部の人口増加率は 3.8%（同左）と高く、都市部の水需要は増加傾向にある。

2023 年 11 月の総選挙で再選したラジョリナ前政権は、2024 年 2 月、国家開発方針「Politique Générale de l'Etat (PGE)」の中で、「L'accès à l'eau potable pour tous（万人への飲料水供給）」を掲げた。これは、2015 年「マダガスカル国家開発計画（Plan National de Développement (PND))」の「電力・水セクター改革」を継ぐものだった。

マダガスカルの電力供給及び都市給水は、マダガスカル電力水道公社（JIRO SY RANO MALAGASY（以下、「JIRAMA」という。））が担っている。現在の JIRAMA の給水人口は 408 万人、給水率は 54%であるが、2035 年までに安全な飲料水へのアクセス率を 70%以上に引き上げ、無収水率を 25%未満に抑制することを目指している。しかし、浄水生産能力は 403,654 m³/日、生産水量 392,220 m³/日と、生産・配水能力は限界に近い状況にあり、無収水率は 55.1%と高い。違法接続、老朽化した配管からの漏水や古い水道メータの故障等が理由とされている。財政状況を見ても、歳入歳出比率は 39%、運営コストカバレッジは 45%と課題を抱えている（JICA2024-2025 年調査）。

「万人への飲料水供給」を掲げながらも、水需要に供給が追いつかない中、2025 年 9 月、停電・断水への不満から、学生や若者主導の反政府デモが発生、拡大した。軍の一部が同調し、同年 10 月、軍精鋭部隊が憲法停止と主要機関解体を宣言、ランドリアニリナ大佐が暫定大統領に就任した。暫定政権は 2 年以内の選挙、新憲法制定を公表すると共に、国家再建基本方針「Politique Générale de l'Etat pour la Refondation (PGE-R)」の中で、三本柱「緊急事態に対する国家の安定化」の対策として「停電や断水の大幅な削減」を掲げた。また、同年 11 月、マダガスカル水・衛生省は水衛生セクターの国家政策「Politique Nationale de l'Eau, de l'Assainissement et de l'Hygiène (PNEAH)」を発表し、「安全な飲料水へのアクセス」を目的に、飲料水への公平なアクセス、水利用や節水を重点分野として取り組むことを確認した。

このように、マダガスカルにおける電力・水不足は大きな社会問題となって

いる。我が国は、無償資金協力「トアマシナ市上水道システム拡張及び改善計画（2024年10月G/A（Grant Agreement）署名）」で生産・配水能力の向上に協力しているが、JIRAMAの無収水削減能力強化のため「無収水削減能力強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）が要請された。

本詳細計画策定調査では、対象地域の現状と課題、関係諸機関の能力・役割分担、他開発パートナー支援状況を確認し、プロジェクトの実施体制やパイロットサイト候補を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの概要案をまとめ、マダガスカル政府機関に提案・協議すると共に、事前評価を行うために必要な情報を収集・分析する。その上で、マダガスカル政府機関とプロジェクトに関する合意文書を締結する。

7. 業務の内容

本調査で検討を行うプロジェクトは、アンタナナリボ及びトアマシナにおいて、JIRAMA全体の無収水削減計画の策定と実施、配水管理能力の改善、漏水削減技術や顧客管理能力の向上を通じ、JIRAMAの無収水削減能力を強化することを想定している。

現時点で想定するプロジェクトの枠組みは以下の通り。

【上位目標】

JIRAMAが給水を行うエリアにおいて、給水サービスへの顧客満足度が高まる。

【プロジェクト目標】

JIRAMAの無収水削減能力が強化される。

【成果】

成果1：JIRAMA全体の無収水削減計画が策定される。

成果2：配水管理（流量・圧力）能力が改善される。

成果3：漏水削減技術が向上する。

成果4：顧客管理能力が向上する。

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年7月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）

の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。

- ② 我が国及び他ドナー（世界銀行、欧州連合、仏政府、UNICEF（国際連合児童基金）等）が実施するプロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ③ 水衛生省、JIRAMA や他ドナー等、本プロジェクトのマダガスカル側関係機関に対する担当分野に関する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ④ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ⑤ パイロット活動や機材投入の必要性、その価格調査方法を検討する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務（2026 年 7 月下旬～2026 年 8 月上旬）

- ① JICA マダガスカル事務所等との打合せに参加する。
- ② マダガスカル側関係機関との協議及び現地調査に参加する。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア) JIRAMA の水道サービスの現状と課題。

- アンタナナリボにおいては、JIRAMA 本社が所掌する全国レベルの給水サービスの現状と課題を、トアマシナにおいてはトアマシナ支社が所掌するトアマシナ市における給水サービスの現状と課題を確認する。
- 水道事業に関する基本情報：給水対象地区、水源種別、給水能力、給水人口、給水普及率、給水時間、水道メータ設置率・稼働率等。
- 水道施設の現状、運営維持管理の現状。
- 無収水率と無収水の原因、無収水削減のために取られた対策とその有効性、水圧管理や漏水対策の現状。
- 検針・料金請求の状況、顧客データの管理。
- 施設データ管理（GIS の利用状況含む）。
- 所有資機材、給水装置（水道用メータ、給水管）に係る現状と給水装置の調達・設置・管理に関する情報（調達ガイドラインの有無、給水工事の実施・監理状況、給水装置の更新状況等）。

- SCADA の整備、利用状況等。
 - 水道施設の更新計画及び実施状況、水道施設整備に関する中長期計画の有無、その内容、水理解析の利用状況。
 - 新規水源開発の計画、進捗状況。
 - 顧客対応の現状、顧客の水道サービスに対する評価・信頼、顧客の水利用や料金支払いに対する意識。
- イ) JIRAMA 経営陣の水道サービス（無収水対策を含む）に対する考えや意識の確認。
- ウ) JIRAMA 及びトアマシナ支所での給水サービスにおける我が国及び他開発パートナー（世界銀行、欧州連合、仏政府、UNICEF 等）の支援概要、進捗状況や課題の確認。
- ④ JICA グローバルアジェンダ(JGA)「持続可能な水資源の確保と水供給」、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」をふまえた JIRAMA 支援の検討。具体的には以下のとおり
- ア) アンタナナリボや地方都市では世銀や欧州、トアマシナでは JICA や仏政府による上水道施設の改修・拡張・整備が進んでいる。また、世銀による JIRAMA の財政改善や能力強化等も行われている。このような協力により期待される成長をふまえ、将来的に JIRAMA がどのような水道サービスの改善を目指すかを検討する。
- イ) クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」で示す水道事業体の発展段階に照らし、現在の JIRAMA の段階を確認すると共に、JIRAMA の現在の計画や能力レベルをふまえ、中期的（約 10 年）にはどのような成長の道筋を目標とするか検討する。
- ⑤ 気候変動対策に関する検討。具体的には以下のとおり。
- ア) JICA Climate-FIT（緩和版）「■上下水道・都市衛生 22.無収水削減対策」及び JICA Climate-FIT（適応版）「■水資源 2.上水道」等を参考に、可能な範囲で温室効果ガス（GHG）排出量削減効果の推計を行うとともに、現在及び将来の気候変動の影響の予測・本事業に与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討、裨益人口の推定を実施し、本プロジェクトが気候変動対策に資するか検証する。
- イ) 2030 年までに 28%の温室効果ガス削減を目指すマダガスカル

NDC と矛盾が無いことから、気候変動緩和・適応策案件としての案件形成を検討し、実施及び先方政府・実施機関との認識共有（PDM 案、R/D 案等への明記「This project may contribute to climate change mitigation and adaptation.」含む）に協力する。

- ⑥ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案、討議議事録案（R/D：Record of Discussions）、協議議事録案（M/M：Minutes of Meetings）の作成に協力する。PDM 案、PO 案の作成協力においては、以下の検討も含む。
 - ア） JICA 無償資金協力「トアマシナ市上水道システム拡張及び改善計画」の開発効果増大への貢献、同事業における技術支援との相乗効果。
 - イ） 他開発パートナーの援助動向や活動状況を踏まえた本プロジェクトとの相乗効果。
 - ウ） パイロット活動の内容及びパイロット活動が想定される地域の検討。パイロット活動を行う地域の選定においては、給水人口や給水普及率、給水時間、水道メータ設置率・稼働率、検針・料金請求の状況、顧客データ、施設データ、漏水状況等の基本的な情報を把握する。
 - エ） JICA 課題別研修との連携。
 - オ） 第三国専門家や第三国研修の活用や概要検討。
 - カ） 現地再委託の活用可能性、請け負いが可能な組織、現地再委託費用に関する情報の確認。
 - キ） 必要な調達機材の検討、単価の確認、機材調達に要する輸入・使用許可制度の確認。
 - ク） 現地傭人の必要性、単価の確認。
 - ケ） 活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力、人数等）の検討。
- ⑦ プロジェクト実施における必要な安全対策の検討。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA マダガスカル事務所等に報告する。

（3） 整理業務（2026 年 8 月中旬～2026 年 9 月下旬）

- ① 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

- ③ リスク管理チェックシート（案）の作成に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2026年9月25日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）及び収集資料一式を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年7月19日～2026年8月8日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 都市給水（JICA）

- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 無収水対策/上水道 (本コンサルタント)
- オ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA マダガスカル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：英語⇔フランス語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：無し

(2) 参考資料

① 本業務に関連する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ第二チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 本事業に係る要請書
- ・ 2025年11月にマダガスカル暫定政権が発表した国家再建基本方針「20251117_Politique Générale de l'État pour la Refondation (PGE-R)」
- ・ 2025年11月にマダガスカル水衛生省が発表したWASH国家政策「Politique Nationale de l'Eau, de l'Assainissement et de l'Hygiène (PNEAH)」

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ マダガスカル国「トアマシナ市上水道システム拡張及び改善計画」協力準備調査報告書 (先行公開版)
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000053697>
- ・ プロジェクト研究「無収水対策プロジェクトの案件発掘・形成/実施監理上の留意事項」報告書 (要約)
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000042455>

- ・全世界（広域）クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく
経営改善指導を通じた 情報収集・確認調査」報告書
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000054173>
- ・アフリカ地域（広域）「気候変動による干ばつ対策のための水資源
開発・管理に係る情報収集・確認調査」報告書
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000052146>
- ・世界銀行案件アプレーザル「Madagascar National Water Project
(PAAEP) 」
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/935951653593610648/pdf/Madagascar-National-Water-Project.pdf>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得るこ

とができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上